

平成26年第1回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成26年5月8日（木曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第21号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第5 議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第23号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	佐藤	純一	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	谷本	茂樹	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 皆様、ご苦労様です。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成26年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から、本日の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成26年第1回臨時町議会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は4件並びに報告が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成26年第1回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、皆様のご協力をお願い申し上げます。また、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） ご苦労様でした。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長及び仁木選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が4件並びに報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、西山由美子君、4番、安藤義昭君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

最初に、今日の午前9時50分からはじまりました開拓記念日におきましては、全員の方のご出席をいただき、誠にありがとうございました。北海道高知県人会の役員が、昨日の北見高知県人会の総会で要請がございまして、本町の開拓のつどいにご案内したものでございますけれども、非常に喜んで感激して札幌のほうに帰ったところでございます。

それでは、はじめに、まず、訓子府町こども園建設にあたって、7業者から整備計画の技術提案、いわゆるプロポーザル方式による設計業者の選定作業を進めてまいりました。

最終的に、昨日の選定委員会において、株式会社 久米設計札幌支社に決定したところでございます。

なお、選定までの経過並びに6月の定例議会で補正予定の実施設計費などにつきましては、定例町議会前の全員協議会におきまして、ご報告させていただく予定でございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べさせていただきます。

まず、一般会計の補正予算案でございますが、344万4千円の追加補正を提案させていただきます。

その主な内容は、総務費では、営繕技能員の退職に伴い、賃金などの関係経費の減額、あわせて、業者発注を伴うことから修繕料の追加、また、日出町内会が実施するテレビ等備品整備が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の対象となったことに伴う歳入歳出同額の追加補正。

土木費では、車両のタイヤ交換や道路維持作業機の部品交換などで使用するエアコンプレッサーの故障に伴う更新経費の追加、営繕技能員退職に伴う外注経費の追加、さらに、町営住宅屋根修繕及び4月の大雪に伴う支障木伐採といった緊急対応が生じたため、これら経費の追加補正などの提案をさせていただいております。

次に、条例改正についてであります。町税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げなどを行うための条例改正でございます。

次に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、平成25年度の一般会計予算の土木費につきまして、除排雪経費に不足が生じることに伴い、3月31日付けで追加補正の専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

最後になりますが、3月22日に町の除雪専用車による物損事故が発生し、損害賠償額の決定及び和解について、専決処分しましたので、ご報告をさせていただきます。

以上、議案4件の提案と報告1件でございますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第24号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを先に議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書13ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の13ページになります。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについてでございますけれども、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を得るというものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書、次のページになりますけれども、14ページ以降の専決処分書のとおりになりますけれども、平成25年度訓子府町一般会計補正予算については、急施を要したことにより、3月31日付けで専決処分を行ったというものでございます。

それでは、裏の専決処分書によりまして説明したいと思っておりますけれども、専決処分を行った平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容を説明したいというふうに思っております。

14ページのまず、第1条でございますけれども、第1条では、歳入歳出112万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ41億3,403万9千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの右のページの第1表のとおりでありますけれども、これについては、ご覧いただく

ということにしまして、その後の16ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきたいと思います。

横の表になりますけれども、まず、最初に、下の表から、歳出のほうから説明いたします。

下の表の8款、3項、2目、道路維持費の事業区分、町道除排雪事業では、今年の3月に3回の降雪がございまして、それにより出動回数が増えたということがございまして、使用料及び賃借料の除排雪機械借上料としまして、112万2千円を追加しております。

次に、この上の表の歳入では、今回の専決処分にかかる財源調整として、9款、1項、1目の地方交付税を充てたもので、112万2千円を充てるものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

4番、安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 4番、安藤です。この専決処分の関わりですけども、これ賠償の意味というのは、わかりましたですけども、これは運転手は業務をしていた。

○議長（橋本憲治君） それは報告の。

○4番（安藤義昭君） 失礼しました。

○議長（橋本憲治君） 除排雪の関係で、追加予算を出したという112万円のことで、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第21号、議案第22号、議案第23号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第4、議案第21号、日程第5、議案第22号、日程第6、議案第23号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

まず、議案第21号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、議案第21号になります。

議案第21号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ344万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,814万4千円とするものでございます。

下の2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでありますけれども、これについては、ご覧いただくということにいたしまして、この後3ページ以降の事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に、歳出から説明させていただきますので、4ページ、横の表をお開きいただきたいと思っております。

まず、上の表になります。

2款、1項、3目の財産管理費の事業区分でいいますと町有施設維持管理事業では、昨年11月から病気治療のため入院している営繕技能員が3月末に退職いたしましたので、平成26年度予算の賃金及び共済費等の人件費ですね、減額を行うもので、共済費で99万円の減、賃金で415万1千円の減、さらに、直営でやっておりましたので、それに伴う原材料費で60万円の減というふうになってございます。

なお、需用費の修繕料につきましては、営繕技能員による直営の修繕ができなくなったということがございまして、それにより業者発注に切り替えるということが出てきますので、140万円を追加しているというものでございます。

次に、その下の8目の企画費の事業区分、まちづくり推進事業では、コミュニティ助成事業の交付決定があったことによりまして、テレビ兼カラオケシステム等音響設備の購入を行う日出町内会に対する補助金として、負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金で120万円の計上をしているものでございます。

次に、下の表の8款、2項、1目の車両運行管理費の事業区分、車庫等施設維持管理事業では、車庫のほうで管理しておりますエアコンプレッサーが壊れたということで1台購入するもので、備品購入費の施設用備品33万6千円を計上していることになります。

次のページになりますけれども、下のページになりますけれども、土木費の8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業、これでは、2款の財産管理費のほうでもご説明しましたけれども、営繕技能員の退職による町営住宅の退去時の修繕料325万円、また、西幸町の幸栄団地の一部で雨漏りが発生したということから、屋根のふき替えを行うものとして200万円、これらを合わせまして、需用費の修繕料で525万円の追加ということです。

委託料につきましては、当初予算では、草刈りを末広団地と日出団地及び団地内の公園を業者委託ということで計画してございましたけれども、その他の団地の部分では、営繕技能員が実施してきたという実態がございまして、この分についても業者委託になりますので、104万9千円が増えるということになります。

さらに、団地内の支障木の伐採につきましては、当初予算では、幸栄団地内のニレと末広団地内のキハダの支障木伐採を予定しておりましたけれども、新たに末広団地内のアカ

マツ3本、これが電線にかかるということがございまして、アカマツ3本についても追加して伐採するということにしたもので50万円、委託料全部あわせて154万9千円を追加するというものでございます。

一番下の原材料費につきましては、営繕技能員による直営の修繕がなくなりますので55万円を減額するというものです。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入のほうになります。

まず、上の表ですけれども、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整としまして224万4千円の追加をしております。

次に、下の表、19款、5項、5目の雑入では、歳出のところでも説明しましたけれども、日出町内会のテレビ等の購入費として、コミュニティ助成事業助成金の対象となったことから120万円を計上している。これは歳入歳出ちょんちょんというかたちになります。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書6ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） それでは、議案書6ページをお開き願います。

議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、地方税法施行令等の改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、町税条例の一部を改正するものであります。

なお、本臨時議会では提案しておりませんが、地方税法等の一部改正では、地方法人税創設に伴う法人税割税率の引き下げや軽自動車税率の引き上げなどの改正も行われたところですが、現段階では、未確定な部分がありますことから、それらの改正につきましては、次回以降の議会で提案させていただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、記以下について、説明をさせていただきます。

別紙として、次の7ページになりますが、町税条例の一部を改正する条例。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を次のように改正するというので、以下改正条文を記載しております。

参考までに9ページから11ページには、新旧対照表を添付しておりますが、改正の内容につきましては、8ページの「町税条例の一部を改正する条例の概要」でご説明をさせていただきます。

それでは、8ページですけれども、まず、項目1-1の国民健康保険税の課税額で、第142条の改正になりますけれども、これは、項目1-2の国民健康保険税の減額の第16

3条第1項のところでも関係しますが、地方税法施行令の改正によりまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものであります。

引き上げの内容としましては、国民健康保険税は、基礎分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分の3つで構成されておりまして、それぞれに課税限度額が定められております。基礎分につきましては、変わりなく限度額51万円ですが、①にあります後期高齢者支援金等につきましては、課税限度額、現行14万円から2万円引き上げて16万円に、それから②にあります介護納付金につきましては、課税限度額、現行12万円から2万円引き上げて14万円に改正するものであります。

これによりまして、国民健康保険税全体の課税限度額は、現行77万円から4万円引き上げられ81万円になるものであります。

続きまして、項目2につきましては、内容の改正ではなく、地方税法施行規則改正に伴います条のズレを整理するものでありまして、第158条の「既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収」の中で引用する地方税法施行規則「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改めるものであります。

項目3につきましては、国民健康保険税の減額の定めでありまして、第163条第1項第2号と第3号の改正になりますが、地方税法施行令の改正によりまして、国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の変更であります。

変更の内容としましては、7割軽減につきましてはの変更はございませんが、①にあります5割軽減の基準額につきましては、現行では、世帯主を除く被保険者数と特定同一世帯所属者数をあわせた数に24万5千円を乗じて得た額に基礎控除額の33万円を加えた額としておりましたが、改正後では、擬制世帯主は該当しませんけれども、今まで除かれていた国保に加入している世帯主を除かないで被保険者に含めることとなりますので、世帯主が国保に加入している世帯では、一人増えることになり、所得で24万5千円、現行より5割軽減を受けられる範囲が広がることとなります。

②にあります2割軽減の基準額につきましては、現行では、被保険者数と特定同一世帯所属者数をあわせた数に35万円を乗じて得た額に基礎控除額の33万円を加えた額としておりましたが、改正後では、35万円が45万円に10万円引き上げられますので、所得で10万円掛ける人数分が現行より2割軽減を受けられる範囲が広がる改正となっております。

7ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条では、施行期日の定めであります。この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

第2条では、経過措置を定めておりますが、改正後の町税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第23号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書12ページでございます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第23号の提案説明を申し上げます。議案書12ページをお開きください。

議案第23号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、末広団地公営住宅建設工事であります。

契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、北成建設株式会社 訓子府支店 取締役支店長 堰代稔大氏で、契約金額は5,529万6千円でございます。

なお、予定価格につきましては、5,637万6千円でございました。

工事の概要は、木造平屋建て1棟3戸で、床面積は295.89㎡となっております、昨年と同様のものを建設しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、平成26年10月31日までとしてございます。

以上、議案第23号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第21号、議案第22号、議案第23号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第21号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。4ページ、財産管理費の営繕技能員のことについて、お伺いいたします。

健康を害されて3月に退職なされたということはわかりましたが、今後、営繕技能員を雇い入れるという計画はないのか。

それから、今までこういう公営住宅の修繕などで技能員の方に修繕していただいていたと思うんですが、それと業者委託した場合との経費の違いをどういうふうに見ているのか、その辺、具体的にお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） まず、前段の部分の今後、営繕技能員、今のような形態をどうするかという部分と経費の比較という部分でございますけど、前段の部分では、今の時点では、直営というのも従来からずっと何十年もやっておりますけども、今後はその形態をやめて、委託というかたちの方向で今考えております。それで今年の予算についてもそういうかたちで振り替えるというかたちにさせていただいた。そして、現実的にこの経費の問題になりますけれども、直営でやっている場合と委託の場合と違うかという部分で、全体の人件費の部分を考えれば、直営のほうが安いとか何とも言えないんですけども、ただやれる規模とかスピードとか、特に、今回このことについては、ちょうど何というんですか、転勤といいますか、そういう移り変わりの時期というのは、集中して3月とかございますので、実際にはもう間に合わなくて業者にも一部頼んでいるというケースもございますので、実際に経費の上がり方、委託についての経費の上がり方も今後ございますけれ

ども、何とも言えない。ただ直営でやっている限りについては、小さな修繕、例えば役場の修繕とか、そういうのも含めて簡単なものについては、スピーディーな分で安上がりな部分はあるかと思えますけれども、ほかの一方公営住宅の部分だけでいけば、お互いに何とも言えないのかなという、人件費の部分をどう扱うかという部分で、経費でいけば、委託のほうが多少上がっていくかなという部分は考えておりますけれども、細々した部分を考えなければ、純然たる部分でいけば、委託のほうが若干高め高めになっていこうかなというふうには考えておりますけれども、具体的な数字については、やることによってちょっと変わりますので、ちょっとわかりませんが、ご覧のようにちょっと予備を持たなければならないという部分なんかを考えると決算とは言いませんけど予算の上では若干少し余分に持つてなければならないとか、補正をしなければならないとかというのも今後出てくるかもしれませんけれども、ちょっと単純な部分でいけば高くなるのかなと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） そのことに関連なんです、私たちの町でこの営繕技能員というのは、過去にどのぐらい、何年間というんですか、何人の方が、今退職された方がずっとやってらっしゃったのか、ちょっと今までの経過を教えてください。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） とっかかりの部分というのは、ちょっとわからないんですけれども、少なくとも私が役場に入った時には、昭和48年ですから、その時には、職員の方がおりました。岡崎さんという高齢の方がおりましたけれども、その人と臨時で大工さんなる方が2人でやって、その後についても岡崎さんが退職した後も2人でやっていたり、徐々に何十年かたちますか、20年ぐらいたつか、1人になったというのがあります。伊藤さんが最後で、そして、その後には今の柴田さんという方が16年、今の柴田さんで16年ですから、だからもう何十年も前から、50年とかというスパンではないと思うんですけれどもやっているというふうに確か記憶しております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この町税条例の一部を改正する条例の制定について、2、3ちょっと質問したいんですが、まず、1つ目でありますけれども、今回この国保税の限度額の改正ということでありますけれども、質問の1つ目が、健康保険税はこの3つの要素があるんですが、後期高齢者支援分と介護納付分、それから基礎分があるんですが、なぜ、この基礎分の改正が行われなかったのかという点が1つです。これがどういう理由なのかということと同時に、なぜ、いわゆる後期高齢者の支援分と介護納付分がそれぞれ2万円ずつ限度額の改正をしたのかという点が1点です。

それから、この改正に伴いまして、本町において、訓子府においての国保における影響といいますか、簡単にいいますと影響を受ける世帯がどれぐらいの世帯になるとみているのか、もう1つは、額がどの程度になると、増えるともみているのか、これをお伺いしたいと思います。

まずは、そこでちょっとお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 今、ご質問いただきました1点目のことについて、私のほうからご答弁したいと思いますけれども、限度額の改正の中で、今回3つの構成の中で、基礎分がなぜ改正が行われなかったのか。なぜ、後期と介護が2万円ずつ4万円なのかということのご質問でございました。

国では、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法といわれている部分の中で、限度額の引き上げを検討する方針が盛り込まれたんですけれども、その中で国保税では、賦課限度額に達する世帯の割合の上昇が見込まれているということと、それから基礎分、それと後期高齢者分、それから介護納付金分のそれぞれで限度額に達している世帯の割合がすごくばらつきが出てきたということで、26年度にそのばらつきを調整するための部分で、基礎分が今まで限度額の率が高かったものですから、それを抑えて、今回改正しないで、後期分と介護分を引き上げる。今までは51万円の基礎分につきましては、限度額に達している方々が2.7%というふうに言われております。

それから、後期分と介護納付金分につきましては、後期分で行きますと今14万円でしたけれども、これが3.56%の方が限度額を超えている。それを2万円上げることによって2.7%に、基礎分と同じようなレベルに達する。

それから、介護納付金分につきましても、現行12万円ですけれども、この限度額を超えている方が4.07%いる。これは本町という意味ではありません。国のという意味ですけれども、それが2万円引き上げることによって2.99%ということで、大体そのばらつきを調整するという事で基礎分を引き上げなかったということになります。

それから、なぜ2万円ずつ4万円なのかということになりますけれども、これまで国民健康保険税の賦課限度額の推移を見ていきまして、平成12年度を除けば限度額の引き上げの幅というのは、最大4万円を推移してきたということがありまして、その4万円を踏襲して今回もばらつきを抑えながら4万円ということでの引き上げということになってございます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 2点目の限度額引き上げに伴いまして、本町における影響額、世帯とその金額ということのご質問でございますけども、平成25年度の当初賦課をもとに試算をいたしまして、当初、後期高齢者支援金分にかかります超過限度世帯につきましては110世帯、これは14万円から16万円に変わりますと82世帯になるということでございます。影響する金額といたしましては約259万2千円となっております。

もう1つ、介護分でございますけども、この分につきましては、当初13世帯、12万円から14万円に引き上げることによりまして、超過世帯が8世帯になるということでございます。5世帯減るということでございます。限度額引き上げに伴います国保税の増額につきましては、約20万6千円となっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） もう1点、質問したいのですが、この限度額の引き上げという部分につきましては、税の応能負担と申しますか、そういう面からいけば上がるのはすべて好ましいとは言いきれないところはあるかもしれませんが、致し方ない部分もあるのかなというふうな思いはしております。

もう1点の質問なのですが、先ほどその次の、いわゆる減額にかかわる5割減額、あるいは2割減額の法定減額の関係なんですけど、これについて、1、2、質問したいんですが、特に、最初に、この2割減額の対象になるためには、応益率と申しますか、応能率というか、今、国はできるだけ応益率を高める方向で国保の運営をしてくれと。いわゆる均等割、平等割でお金を、保険税を多く入るようなかたちを取りなさいと。それをやるのが、この2割、法定減額の条件になりますよというふうなことも聞いているわけでもありますけれども、本町はおそらくこの2割減額のそういう対象、いわゆる条件になっているのかなというふうには思いますけども、まず、最初に、本町の応能率と応益率の割合がどの程度になっているのか、お伺いをしたいと思います。

それともう1点、減額、低所得者に対する減額分が今回減額される額が増えるということで、これはこれで一定程度評価しなければいけないことかなと思いますが、これも先ほどと同じように本町の影響と申しますか、何世帯でどの程度の額が減額されることになるのか、どのようにその辺をとらえておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） ちょっと1点目の応能益の率がちょっと今調べさせていただきましたけれども、2点目にありました減額で増える世帯、金額等でございますけども、これは25年度、今26年度になりますけども、25年度の当初賦課の時点での比較をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思いますが、まず、5割軽減、拡大されて増える部分ということですけども、5割にくる方というのは、今まで2割にいた方が5割にいくということになります。2割の一部の方がですね。それでいきますと医療分だったり、支援金分だったり、介護分だったり、違う部分ありますけども、一般的に医療分で申し上げますと67世帯の方、被保険者数でいきますと120人の方が、2割から5割に移ってくるということになります。金額でいきますと全部総計になりますけども、31

1万3千円相当が平成25年度の当初賦課でいきますと減額をすることになります。

それから今度は2割軽減拡大による影響ということでございますが、今度は今まで軽減を受けていなかった方が2割になってくる方がいるということになります。その方でいきますと50世帯で109人の方が該当してくる。単純に金額でいきますと、増えた分だけでいきますと111万4,500円になるんです。新しくなった方は。しかし、2割から5割にいった人もいるものですから、それを差引しますと2割軽減の部分だけで比較しますと12万6,350円マイナスになる。トータルではですね。ということで、先ほどの311万3千円と今のマイナス12万6,350円の合計、だから大体300万円弱ぐらいがトータルで減額分が増えるというようなかたちの数字になっています。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） もう1つ、本町の国保税の応能・応益率の関係でございますけれども、平成26年度予算案で言いますと、まず、医療分につきましては、応能割が53.91%、応益割が46.09%となっております。続いて、後期高齢者支援金等分につきましては、応能割が79.89%、応益割が20.1%となっております。

続きまして、介護分でございますけれども、応能割につきましては、58.02%、応益割については41.98%となっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。議案書12ページです。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号

○議長（橋本憲治君） 日程第7、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。議案書17ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 報告第4号の説明を申し上げますので、議案書17ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

記としまして、次のページの専決処分書がございますので、ご覧いただきたいと思います。本件につきましては、交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について、50万円以下の軽易なものにつきまして、専決処分を行ったものでございます。

1の事故発生日時についてはありますが、平成26年3月22日、土曜日の午前7時40分頃でございます。

2の事故発生場所につきましては、訓子府町字柏丘231番地2地先であり、3の相手方につきましては、北海道電力株式会社であります。

4の事故の概要につきましては、上記の日時、場所において、除雪専用車で町道西19号線を相内方面に向かって除雪作業中、吹き溜まりによる深い雪にハンドルをとられ、道路脇の北海道電力株式会社所有の電柱に除雪車のプラウを接触させて、破損させたものであります。

5の損害賠償額につきましては、この事故に対し物損事故に対する損害賠償の額を19万4,312円と定め和解したものであります。

なお、運転していた土木技能員及び安全確認のため同乗していた町職員とも、怪我等は一切ございませんでした。

以上、公用車の事故による損害賠償の額及び和解の専決処分について、ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 報告案件であります。質疑があれば暫時休憩し、質疑を受けたいと思います。

それでは、なければ、よろしいでしょうか、終わりたいと思いますけども、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。
本日は、大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時51分